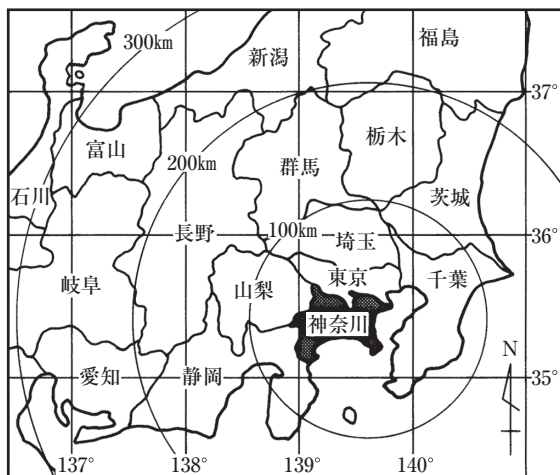


1

総 説

神奈川県的位置



国土地理院調

1 沿革

地名の由来 「かながわ」の名は、鶴岡八幡宮所蔵の文永3年(1266)の文書に、「武蔵国稲目、神奈河兩郷」の郷名としてみられる。武蔵国久良岐郡神奈河(近世からは橘樹郡、現在の横浜市神奈川区)の地域は、カメ河、神名川、金河、狩野河、江戸時代の『江戸名所図会』には上無川とも書かれ、古代から陸上・海上交通の要衝として知られていた。

この地が県名になったのは、安政6年(1859)6月の横浜港開港にあたり、江戸幕府により開港場の管理のため「神奈川奉行所」が設置されたことを端緒としている。その後、明治元年(1868)4月、明治新政府はその行政権を引き継ぐたちで、旧幕府直轄地の統治を行う神奈川裁判所を設置、同年6月に神奈川府と改称、同年9月に神奈川県とした。ただし、この時の神奈川県は、現在の神奈川県域のうちおよそ境川より東部にあたる地域のみであり、現在の県域となるのは明治26年(1893)になってからである。

原始・古代 遠く数千年の昔、武相の山岳地帯や台地上にはうっそうとした森林が茂り、富士山は盛んに噴煙を上げていた。相模川や酒匂川に沿って、相模湾が深く丹沢山塊まで湾入し、東京湾も川越・松戸あたりまで入っていた。更新世(洪積世)の後期になると人々が住むようになり、旧石器時代の遺跡(横浜市都筑区折本、都田等)や縄文時代の遺跡(横須賀市夏島、横浜市神奈川区三ツ沢等)にみられるように、少しずつ居住範囲が広がっていった。

やがて南関東も農耕を基礎とした弥生時代に入るが、農耕具が石器から鉄器に変わるとともに集落も増えた。4世紀の後期には古墳が作られ(川崎市幸区白山古墳、横浜市港北区鶴岡古墳等)、豪族たちは中央の大和政権と結ぶことによって勢力を伸ばした。

旧相模国域は酒匂川流域一帯の師長(しなが)国と、相模川流域の相武(さがむ)国になった。更に大化改新(645)以後の地方制度の整備により、足柄以東の8郡は合併して相模国となり、国府・国分寺(海老名市)を設けて国府には国司が派遣された。

鎌倉時代 8世紀末に、都は奈良から京都へ移り貴族政治は全盛を迎えたが、その没落を早めたのは地方武士の台頭であった。平将門の乱が起きた10世紀中ごろ以降、平氏の勢力は強大を極めた。その後、源氏も源頼信が平忠常の乱を鎮圧し、子孫の頼義・義家などが東国源氏の勢を強化したが、源義朝が平清盛に滅ぼされてから再び平氏の勢力が関東を支配し、相模及び武蔵の武士は源平両氏の勢力に左右された。

源氏の再興を図った源頼朝は、関東の武士に呼びかけて治承4年(1180)に鎌倉に入った。そして平氏を滅ぼしたのち、建久3年(1192)に征夷大將軍に任命された。幕府は内乱を鎮圧し、さらに荘園への勢力を拡大するため守護・地頭の御家人制度を確立し、武家政治を固めた。この幕府を支えた地方武士に三浦氏・渋谷氏・都筑氏・曾我氏・海老名氏・波多野氏等があり、その名は今日も地名として残っている。

頼朝の死後、鎌倉幕府の実権は執権北条氏に奪われた。北条氏は、当初は有力御家人らによる合議制で政権にあたったが、元寇以後しだいに専制化した。そのため、各地で農民や御家人らの不満が絶えず、元弘元年(1331)、後醍醐天皇はこの情勢を倒幕の好機とみて楠木正成に挙兵させた。足利尊氏や新田義貞らはこぞってこれに加わり、元弘3年(1333)鎌倉幕府は滅びた。

室町・戦国時代 勢力をのびた足利尊氏は、鎌倉にくだって朝廷に反抗し、弟直義は朝廷側に立った新田義貞討伐を名目に諸国の兵を集めた。再び入京した尊氏は延元3年(1338)(南朝)・暦応元年(北朝)征夷大將軍となり、室町幕府を開いた。相州武士の多くは尊氏側について新田勢を関東から追い払い、尊氏の子足利基氏が鎌倉公方となって鎌倉に入り関東を支配した。

その後、鎌倉に強固な地位を築いた関東管領上杉氏は、山内・扇谷の二家に分かれて勢力を競った。15世紀の後半、扇谷上杉定正と山内上杉顕定が管領職を争っている時、駿河の内乱を鎮めて勢力を伸ばし東国進出の機会をねらっていた伊勢盛時(北条早雲)は、明応4年(1495)、小田原城を奪い、関東制圧の足がかりをつくった。永正13年(1516)には三浦氏を滅ぼして、北条氏の所領は伊豆一円から相州全域と武蔵国久良岐郡にまで及んだ。

永禄4年(1561)、越後の長尾景虎(上杉謙信)は小田原城下に迫ったが、決定的な勝利

を得るには至らず越後へ帰った。北条氏政のとき下総・下野へ進出し、北条氏は早雲が相州へ乗り出して以来最大の版図をつくった。

天正17年（1589）、豊臣秀吉は全国に北条氏討伐の軍令を下し、翌18年（1590）には相州へ兵を進め、小田原城周辺での激しい戦いの末北条氏を破った。その結果、関八州は徳川家康の領有するところとなった。

江戸時代 江戸時代に入ると、小田原には譜代大名の大久保氏が入り、他の地域は幕領または藩領・旗本領となった。

江戸への海上交通の要地である三崎や走水には番所が設けられ、享保5年（1720）には浦賀に奉行所が置かれた。陸上交通では、主要街道である東海道をはじめとする多くの街道がとおり、参勤交代などの人の移動や物流などが盛んであった。また、鎌倉・江ノ島や大山などへの信仰・物見遊山の街道利用も活発であった。

秦野のたばこ・津久井の川和綿・半原の撚糸等県央の産業は大いに興り、厚木はこれらの物資の集散地となった。

宝永4年（1707）の富士山の大噴火による降灰の被害は相模・武蔵等近隣諸国に及び、小田原藩領の村々は一時幕領に振り替えられた。その後幕府代官伊奈半左衛門や養笠之助・田中丘隅らによって酒匂川の治水かんがい工事が行われ、足柄地域の村々は息をふきかえた。この頃から新田開発が各地で進められ、流域の河川敷や扇状地・台地などにも開墾が進められた。

多摩川の河口では、海岸地帯の埋立てが大師河原村名主池上太郎左衛門幸豊らの指導によってなされ、砂糖・塩・果樹栽培等の新しい産業が生まれた。

天保4～7年（1833～36）に起こった全国的な飢饉を小田原藩領も免れることはできなかった。これに対し、農政家の二宮尊徳が荒廃した農村を復興し、報徳仕法が領内に施された。

嘉永6年（1853）、アメリカ使節ペリーの来航により近代日本の幕は開かれた。安政元年（1854）3月にペリーと日米和親条約が、同5年（1858）にはアメリカ総領事ハリスと日米修好通商条約が結ばれ、世界に向けて第一歩を踏み出したのである。横浜村が開港場と定められ、戸数わずか101戸の寒村に各地から貿易商が移住を始め、外国人の居留地も設けられ、運上所（税関）が置かれた。

こうして生糸・茶・蚕種・海産物などを輸出し、毛織物・武器等を輸入する貿易が盛んに行われ、開港直後の横浜における貿易額は、全国の3分の2を占める盛況であった。

明治時代 明治に入ると、開港場横浜は西洋新文化導入の窓口となった。明治2年（1869）電信創業、同3年（1870）日刊紙『横浜毎日新聞』創刊、洋式劇場「ゲーテ座」開場、同5年（1872）横浜～新橋間鉄道開業、ガス灯点火など、いずれも日本で最初のものである。これら西洋の文物は、いずれも俗に「横浜一番」といわれた。

一方この時期、明治の草の根民主主義ともいえる自由民権運動が、豪農層の間に広く支持され県内各地で高まった。そのころの愛甲郡荻野村（現厚木市）は、三多摩とならんで県内の民権運動の中心地であり、天野政立・大矢正夫・難波惣平など多数の在地民権家を生み出した。

明治中期から大正にかけての県内の諸相をながめてみると、横浜は生糸の輸出、あるいは外国航路の豪華客船の寄港によってますます栄えた。フランスのツーロン港に似た立地条件にあった横須賀も、海軍工廠や鎮守府が置かれて以来軍都として繁栄した。また川崎は、大正2年（1913）から浅野総一郎等が設立した鶴見埋立組合によって始められた六郷川と鶴見川下流域の海岸578haの埋立てと、そこへの各種工場建設によって、工業都市として発展してきた。

一方、明治22年（1889）に東海道線が神戸まで全通し、横須賀線大船～横須賀間が開通して、鎌倉・逗子・葉山・鶴沼・大磯・小田原等が別荘地として脚光を浴びるようになってきた。

内陸部にも鉄道が敷かれ、明治41年（1908）には東神奈川～八王子を結ぶ横浜鉄道（のちの横浜線）が開通し、津久井・愛甲で生産する生糸・絹織物を横浜港へ輸送した。

大正時代 大正3年（1914）、第1次世界大戦が勃発し、大戦による好景気は俗に「成金」と呼ばれる新しい企業家を生み出した。県下の内陸地方の製糸業と織物業にも、空前の活況

をもたらした。

こうした輸出貿易の躍進は反面には物価高騰を呼び、京浜工業地帯の大工場で、賃上げ要求の労働争議が頻発した。これらの争議を通じて、県下の労働組合の組織化も急速に進んだ。大正9年(1920)5月1日、横浜仲仕同盟会が横浜でメーデーを举行了。日本初のメーデーである。

大正12年(1923)9月1日、マグニチュード7.9の大地震が関東を襲った。相模湾北西部に震源をもったこの地震は県下全域を直撃した。そのうえ相模湾沿岸には津波が襲来し、県民の犠牲を拡大した。当時県内には、27万4300世帯あったが、そのうち86%に当たる23万7338世帯が何らかの被害をうけた。人命の犠牲は、死者・行方不明3万1800人、被災者の総計は117万5000人と伝えられている。

このように県全域に大きな被害をもたらした関東大震災は、京浜工業地帯の諸工場にも軒並み甚大な被害を及ぼし、経済界の打撃は大きかった。

昭和前期 昭和2年(1927)に小田原急行鉄道(現小田急電鉄)、同5年(1930)に湘南電気鉄道(現京浜急行電鉄)が営業を開始し、同7年(1932)には東京横浜電鉄(現東急電鉄)、同8年(1933)には神中鉄道(現相模鉄道)も全線開通し、県下の内陸部、京浜間、東京湾沿いの地域開発に大きな役割を果たした。

昭和12年(1937)7月、日中戦争が勃発し、日本が「戦争の時代」へ突入すると、軍需品の増産のために、京浜工業地帯の工場が必要とする水と電気の確保が重要となり、同13年(1938)から相模川のダム建設計画が県営事業として進められた。一方、このころから、横須賀を含む三浦半島の要塞化とともに、陸軍士官学校・造兵廠などが相模平野に建てられ、県内は戦時色一色に塗りつぶされた。

昭和16年(1941)12月8日には太平洋戦争が勃発、緒戦は優勢にみえた戦局も日増しに不利になるにしたがって、本土決戦への覚悟が県民に強要されていった。同20年(1945)8月15日、日本は「無条件降伏」という敗戦の日を迎えた。この間、都市部の横浜・川崎・平塚・小田原では、激しい空襲を受け多くの人命が失われ、住宅や施設も破壊された。県民で直接戦闘に参加した青壮年男子は19万人あまり、うち戦死・戦病死者は5万人あまりであった。

昭和後期～現代 敗戦後、県内にも占領軍が進駐し、県政及び県民生活は他県とは異なった影響を受けることになった。特に横浜は市街地面積の27%、建物94万7100m²を占領軍によって接収された。横須賀市にはアメリカ極東海軍司令部が置かれ、旧軍港一帯を米海軍が使用することになり、海軍厚木飛行場は米軍基地となった。

こうして講和後の日米行政協定が締結された昭和27年段階でも、県内の接収面積は土地が3736万901m²、建物は213万4900m²に及び、沖縄県に次ぎ全国第2位であった。

昭和22年4月、戦後の地方自治制度の発足に伴い、明治以来77年間つづいた「官選知事」時代の幕が降りて、22年4月、初の「公選知事」として内山岩太郎氏が就任した。歴代知事がほとんど内務官僚だったのに対し、内山知事は外交官出身で深刻な食糧難の克服、県施設の新設、県民の水資源の確保など、県の復興と民生の安定に功績を残し、42年4月退任した。

2人目の公選知事となった津田文吾氏は在任2期の間に、自然の尊重と人間性の回復を基調にした「神奈川県新総合計画」を策定し、大企業の乱開発の規制、流入人口の抑制、公害防止など数々の事業に取り組んだ。

昭和50年4月に長洲一氏が知事に就任し、県政の目標と方向を定めた長期総合計画「新神奈川計画」がスタートした。平成3年には「第二次新神奈川計画改定実施計画」を策定し、計画の着実な実行の成果として、生命の星・地球博物館、総合防災センターなどの各種施設が相次いで完成した。

平成7年4月、岡崎洋氏が知事に就任。21世紀を展望し、「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造を目指す「かながわ新総合計画21」を策定。県組織を再編し県財政の健全化に取り組んだ。この間、平成8年には県民活動サポートセンターを設置、平成10年度には戦後2度目の国体が開催された。また平成15年4月保健・医療・福祉の総合的な人材育成の拠点として、保健福祉大学が開学した。

平成15年4月松沢成文氏が知事に就任し、「神奈川力構想・プロジェクト51」を策定し、

条例に基づく県民総ぐるみの安全・安心のまちづくりやインベスト神奈川による企業誘致の取組などを進めた。平成19年7月には、少子化や高齢化の進行、人口減少社会の到来などを見通し、「神奈川力を高め、新たな時代を創造する」ことを目指した「神奈川力構想」を策定。自治基本条例を制定し県政運営の基本的理念や原則を明らかにするとともに、条例により公共的施設などにおける受動喫煙防止対策を進めた。また、平成23年1月には神奈川芸術劇場(KAAT)がオープンした。

平成23年4月黒岩祐治氏が知事に就任し、確実に到来する超高齢社会などへの対応を図るとともに、東日本大震災に起因する社会環境の変化などを踏まえ、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指す「かながわグランドデザイン」を策定し、再生可能エネルギー等の導入促進などの取組を進めた。そうした中、神奈川においても人口減少局面に入ったこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境が大きく変化したことから、将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有するため、令和6年3月、「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承した「新かながわグランドデザイン」を策定した。

(公文書館・総合政策課)

2 行 政 区 画

本県は明治元年(1868)には、小田原藩(大久保氏、7万5千石)・荻野山中藩(大久保氏、1万3千石)・六浦藩(米倉氏、1万2千石)・幕府代官江川太郎左衛門支配地と、他に他藩の飛地・旗本領と神奈川府(旧神奈川奉行支配地)に分かれていた。明治4年(1871)7月の廃藩置県の際には、小田原県・荻野山中県・菰山県と、六浦県・神奈川県(元神奈川府)の5つに分かれていたが、同年11月に小田原県・荻野山中県・菰山県の3県が足柄県となり、六浦県と神奈川県が新しく神奈川県と称し、神奈川・足柄の2県に大別された。その神奈川県(県庁は横浜)は、久良岐・都筑・橘樹・多摩郡の一部(のちの三多摩)・三浦・鎌倉・高座の7郡からなり、一方の足柄県(県庁は小田原)は、大住・洵綾・足柄上・足柄下・愛甲・津久井及び伊豆の4郡と伊豆七島からなっていた。足柄県は明治9年(1876)に旧相模国全部が神奈川県に編入され、伊豆の4郡と伊豆七島は静岡県に統合され、その後明治26年(1893)に南・北・西多摩の3郡が東京府に移された。明治29年(1896)大住・洵綾の2郡を合わせて中郡と改称した。

県内市町村については、明治21年4月市制町村制が制定されるに至り、横浜(明治22年4月)、横須賀(明治40年2月)、川崎(大正13年7月)、平塚(昭和7年4月)、鎌倉(昭和14年11月)、藤沢(昭和15年10月)、小田原(昭和15年12月)がそれぞれ市制を施行した。また昭和22年5月に地方自治法が施行され、茅ヶ崎(昭和22年10月)、逗子(昭和29年4月)、相模原(昭和29年11月)が市制を施行した。更に昭和28年10月に施行された町村合併促進法に基づき、市町村の新設及び編入合併が相次いで行われ、規模の適正化が進められた。昭和30年1月に三浦市(三浦郡の南下浦町、三崎町、初声村が合併)と秦野市(中郡の秦野町、南秦野町、東秦野村、北秦野村が合併)が、そして同年2月に入り厚木市(愛甲郡の厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村、玉川村が合併)が市制を施行した。更に昭和34年2月には大和市が市制を施行した。

その後昭和38年1月には中郡西秦野町が秦野市に、46年4月には足柄下郡橘町が小田原市に編入合併された。一方、3万市制の特例措置により46年3月に中郡伊勢原町が、同年11月には高座郡の海老名町、座間町が、47年4月に足柄上郡の南足柄町が、53年11月に高座郡綾瀬町がそれぞれ市制を施行した。以上のような経過を経て、町村合併促進法施行以前、8市7郡35町71村であったものが、昭和53年11月に19市7郡17町1村に再編された。更に平成18年3月20日には津久井郡津久井町及び相模湖町が、19年3月11日には津久井郡城山町及び藤野町が、それぞれ相模原市に編入合併され、津久井郡は廃止された。そのため、県内の市町村数は平成19年3月に19市6郡13町1村となり現在に至る。(市町村課)

3 市区町村の合併・境界変更等一覧

(令和6年3月31日現在) 市町村課調

市区町村名	年月日	合併編入 境界変更 等の別	旧市区町村名	市区町村名	年月日	合併編入 境界変更 等の別	旧市区町村名
横浜市	明22. 4. 1	市制施行	川崎市の一部 (注1)	平塚市	昭7. 4. 1	市制施行	旭村
	昭49. 9. 1	境界変更	同 (注2)		29. 7. 15	編入	大野町(豊田村)、城島村、 金田村、土沢村、岡崎村 の一部、神田村
鶴見区	50. 2. 15	境界変更			31. 9. 30	同	金目村(大根村大字真田)
神奈川区					(31. 4. 1)		
西区					32. 10. 1	同	
南区					(30. 4. 15)		
港南区	昭44. 10. 1	分割	南区	鎌倉市	昭14. 11. 3	市制施行	
保土ヶ谷区	昭44. 10. 1	分割	保土ヶ谷区		23. 1. 1	編入	深沢村
旭区	昭44. 10. 1	分割	磯子区		23. 6. 1	同	大船町
磯子区	昭23. 5. 15	分割			47. 5. 1	境界変更	逗子市の一部 (注17)
金沢区	昭44. 10. 1	分割	港北区	藤沢市	昭15. 10. 1	市制施行	
港北区	昭44. 10. 1	分割	緑区		30. 4. 5	編入	小出村大字遠藤、御所見村、 渋谷町大字長後、高倉
緑区	平6. 11. 6	分割			46. 3. 25	境界変更	横浜市の一部 (注18)
青葉区	昭61. 11. 3	分割	戸塚区	小田原市	昭15. 12. 20	市制施行	
都筑区	昭44. 10. 1	分割			23. 4. 1	編入	下府中村
戸塚区	昭47. 3. 25	境界変更	大和市の一部 (注3)		25. 12. 18	同	桜井村
栄区	昭48. 11. 1	同	同 (注4)		29. 7. 15	同	豊川村
泉区	昭61. 2. 1	同	同 (注5)		29. 12. 1	同	上府中村、酒匂町、片浦村、 国府津町(田島村)、下曾我村
瀬谷区					(23. 4. 1)		曾我村大字上曾我、下大井、 鬼柳、曾我大沢
					31. 4. 1	同	橘町
					46. 4. 1	同	
川崎市	大13. 7. 1	市制施行	横浜市の一部 (注6)	茅ヶ崎市	昭22. 10. 1	市制施行	
	昭49. 9. 1	境界変更	同 (注7)		30. 4. 5	編入	小出村大字堤、下寺尾、行谷、 芹沢
	50. 2. 15	境界変更			43. 11. 1	境界変更	寒川町の一部 (注19)
川崎区							
幸区							
中原区							
高津区	昭57. 7. 1	分割	高津区	逗子市	昭25. 7. 1	分立	横須賀市久木、小坪、山野根、 新宿、逗子、桜山、池子、沼間
宮前区	昭57. 7. 1	分割	多摩区		29. 4. 15	市制施行	
多摩区	昭57. 7. 1	分割			47. 5. 1	境界変更	鎌倉市の一部 (注20)
麻生区					50. 2. 15	同	葉山町の一部 (注21)
相模原市	昭29. 11. 20	市制施行	座間町の一部 (注8)				
	31. 3. 31	境界変更	東京都町田市の一部 (注9)				
	平11. 12. 1	同	大和市の一部 (注10)	三浦市	昭30. 1. 1	合体(市 制施行)	南下浦町、三崎町、初声村
	同	同	東京都町田市の一部 (注11)				
	平16. 12. 1	同	津久井町、相模湖町	秦野市	昭30. 1. 1	合体(市 制施行)	秦野町、南秦野町、東秦野村、 北秦野村
	18. 3. 20	編入	城山町、藤野町		30. 4. 15	編入	大根村大字落幡、北矢名、 南矢名、下大槻
	19. 3. 11	同	東京都町田市の一部 (注12)		38. 1. 1	同	西秦野町(相和村字板窪、 上秦野村)
	19. 12. 1	境界変更	同 (注13)		(26. 6. 20)		
	22. 12. 1	同	同 (注14)		(30. 7. 28)		
	25. 12. 1	同	同 (注15)				
	28. 12. 1	同	同 (注16)		47. 2. 1	境界変更	松田町の一部 (注22)
	令2. 12. 1	同					
緑区							
中央区							
南区							
横須賀市	明40. 2. 15	市制施行					

3 市区町村の合併・境界変更等一覧（つづき）

（令和6年3月31日現在）市町村課調

市 区 町村名	年 月 日	合併編入 境界変更 等の別	旧 市 区 町 村 名	市 区 町村名	年 月 日	合併編入 境界変更 等の別	旧 市 区 町 村 名
厚木市	昭30. 2. 1	合併（市 制施行）	厚木町、南毛利村、睦合村、 小鮎村、玉川村	寒川町	昭15. 11. 1	町制施行	
	30. 7. 8	編 入	相川村、依知村		30. 7. 15	境界変更	大野町大字四之宮字川向、 川向台、川端
	31. 9. 30	同	荻野村		43. 11. 1	境界変更	茅ヶ崎市の一部（注41）
	44. 12. 1	境界変更	愛川町の一部（注23）				
	46. 9. 1	同	同（注24）	大磯町	昭29. 12. 1	合 体	大磯町、国府町
	50. 5. 1	同	伊勢原市の一部（注25）				
大和市	昭31. 9. 1	編 入	渋谷村	二宮町	昭10. 11. 3	町制施行	
	34. 2. 1	市制施行			41. 4. 1	境界変更	橘町の一部（注42）
	44. 5. 1	境界変更	横浜市の一部（注26）	中井町	昭33. 12. 1	町制施行	
	46. 3. 25	同	同（注27）				
	同	同	藤沢市の一部（注28）	大井町	昭31. 4. 1	合併（町 制施行）	相和村、金田村、曾我村、 大字上大井、西大井
	47. 3. 25	同	横浜市の一部（注29）		平10. 4. 1	境界変更	松田町の一部（注43）
	48. 11. 1	同	同（注30）				
	57. 2. 1	同	同（注31）	松田町	昭30. 4. 1	合 体	松田町、寄村
	58. 2. 1	同	同（注32）		30. 9. 1	境界変更	山北町の一部
	60. 2. 1	同	東京都町田市の一部（注33）		47. 2. 1	同	秦野市の一部（注44）
	61. 2. 1	同	横浜市の一部（注34）		平10. 4. 1	同	大井町の一部（注45）
	平11. 12. 1	同	東京都町田市の一部（注35）	山北町	昭30. 2. 1	合 体	三保村、清水村、共和村、 山北町
	同	同	相模原市の一部		30. 4. 1	編 入	北足柄村大字平山
伊勢原市	昭29. 12. 1	合 体	伊勢原町、大山町、高部 屋村、比々多村、成瀬村、 大田村		30. 9. 1	境界変更	松田町の一部（注46）
	31. 9. 30	編 入	岡崎村大字大句、馬渡	開成町	昭30. 2. 1	合併（町 制施行）	酒田村、吉田島村
	46. 3. 1	市制施行			平13. 1. 10	境界変更	南足柄市の一部（注47）
	50. 5. 1	境界変更	厚木市の一部（注36）				
海老名市	昭30. 7. 20	合 体	海老名町、有馬村	箱根町	昭29. 1. 1	合 体	箱根町、元箱根村、芦之湯村
	46. 11. 1	市制施行			昭31. 9. 30	同	湯本町、温泉村、宮城野村、 仙石原村、箱根町
	57. 9. 1	境界変更	綾瀬市の一部	真鶴町	昭31. 9. 30	合 体	真鶴町、岩村
座間市	昭23. 9. 1	分 立	相模原町元座間町の区域	湯河原町	昭30. 4. 1	合 体	福浦村、湯河原町、吉浜町
	31. 3. 31	境界変更	相模原市の一部（注37）				
	46. 11. 1	市制施行		愛川町	昭30. 1. 15	合 体	愛川町、高峰村
南足柄市	昭30. 4. 1	合 体	南足柄町、岡本村、福沢村、 北足柄村大字内山、矢倉沢		31. 9. 30	編 入	中津村
	47. 4. 1	市制施行			44. 12. 1	境界変更	
	平13. 1. 10	境界変更	開成町の一部（注38）		46. 9. 1	同	厚木市の一部（注48）
綾瀬市	昭53. 11. 1	市制施行		清川村	昭31. 9. 30	合 体	煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村
	57. 9. 1	境界変更	海老名市の一部（注39）				
葉山町	大14. 1. 1	町制施行					
	昭50. 2. 15	境界変更	逗子市の一部（注40）				

3 市区町村の合併・境界変更等一覧（つづき）

（令和6年3月31日現在）市町村課調

- （注）1 川崎市多摩区虹ヶ丘3丁目及び王禅寺の一部
2 川崎市幸区南幸町3丁目の一部
3 大和市深見の一部
4 大和市上和田及び深見の一部
5 大和市下鶴間及び深見の一部
6 横浜市緑区すすき野2丁目、3丁目及びもみの木台の一部
7 横浜市港北区日吉町の一部
8 座間町大字座間字中原上の一部及び鷺島の一部
9 東京都町田市金森の一部
10 大和市下鶴間の一部
11 東京都町田市森野1丁目、5丁目、6丁目の一部、原町1丁目の一部及び金森の一部
12 東京都町田市森野1丁目、2丁目、6丁目の一部及び木曽町の一部
13 東京都町田市木曽西1丁目の一部、木曽町の一部、根岸町の一部及び矢部町の一部
14 東京都町田市小山町及び矢部町の一部
15 東京都町田市小山町の一部
16 東京都町田市小山町及び相原町の一部
17 逗子市久木の一部
18 横浜市戸塚区下飯田町及び上飯田町の一部
19 寒川町大字下大曲及び田端の一部
20 鎌倉市浄明寺及び大町7丁目の一部
21 葉山町長柄字松久保の一部
22 松田町大字寄字壺番及び式番の一部
23 愛川町中津字若宮の一部

- （注）24 愛川町中津字新戸境の一部及び字蟹沢の一部
25 伊勢原市石田及び高森の一部
26 横浜市戸塚区瀬谷町の一部
27 横浜市戸塚区下飯田町及び上飯田町の一部
28 藤沢市高倉の一部
29 横浜市瀬谷区瀬谷町の一部
30 横浜市瀬谷区瀬谷町の一部
31 横浜市戸塚区上飯田町の一部
32 横浜市戸塚区上飯田町の一部
33 東京都町田市金森及び鶴間の一部
34 横浜市瀬谷区目黒町及び五貫目町の一部
35 東京都町田市金森の一部
36 厚木市愛甲の一部
37 相模原市大字新戸字南の一部
38 開成町金井島の一部、岡野の一部及び延沢の一部
39 海老名市国分字宮台の一部
40 逗子市桜山5丁目の一部
41 茅ヶ崎市萩園の一部
42 橘町大字小竹字豆ヶ谷津の一部、女頃橋の一部及び丹蔵ヶ谷津の一部並びに大字中村原字奥ヶ入の一部
43 松田町大字松田惣領字下原の一部
44 秦野市菖蒲の一部
45 大井町大字金手の一部
46 松田町大字寄の一部
47 南足柄市班目の一部及び千津島の一部
48 厚木市下川入字一ノ域の一部及び字二ノ域の一部

○合併・境界変更等の状況

昭和22年5月3日（地方自治法施行）以降に行われたものについて施行年月日、合体、編入、境界変更等の別及び旧市区町村名を収録した。

- 1 年月日欄の（ ）は、旧市区町村名欄中の（ ）で表示された団体が、その直前に表示されている団体に編入された年月日、または合体等により新たに設置された年月日を表している。
- 2 市制施行又は町制施行に（ ）のあるものは、合併と同時にそれが行われたことを表している。
- 3 合併、境界変更等の区別は次のとおりである。
 - ア 合体 2以上の市町村を廃し、その区域をもって新たに市町村を置くことをいう。
 - イ 編入 市町村を廃し、その区域を他の市町村に編入することをいう。
 - ウ 分立 市町村の一部を区域を分けて、その地域をもって新たに市町村を置くことをいう。
 - エ 境界変更 市町村の区域の一部を他の市町村に編入することで、市町村の法人格に変動がないものをいう。

4 地 形 と 地 質

1 地 形

本県は関東平野の南西部に位置し、面積は約2400平方キロメートルである。

本県の地形は（１）丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、（２）多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、（３）相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域の三地域に大きく分けることができる。

方 位	地 名	経 緯 度（世界測地系による）
最東端	川崎市川崎区浮島町	東経 139度47分46秒
最西端	足柄上郡山北町（三国山）	東経 138度54分57秒
最南端	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35度07分44秒
最北端	相模原市緑区（生藤山）	北緯 35度40分22秒

（１） 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内最高峰の蛭ヶ岳（標高1673メートル）をはじめ1300メートル前後の山々が連なる丹沢山地とがある。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いている。南西には三重式火山で知られる箱根火山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのすそ野に広がっている。

（２） 東部の丘陵、台地の地域

北には標高70～90メートルの多摩丘陵、標高40～50メートルの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いている。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷が発達している。

（３） 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から標高50～150メートルの相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいる。相模川の上流には典型的な河岸段丘（3つの段丘面）がみられる。

このように変化に富んだ地形は、数百万年にわたるさまざまな変遷を経てつくりだされたものである。

2 地 質

本県の地質は、地形にも現れているように、西部地域と東部地域とでは地層が堆積した時代や地質構造に大きな違いがある。

（１）西部地域では、約1億～3000万年前（中生代末から新生代中頃）に堆積したと考えられている小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出している。両層群を構成する岩石は硬砂岩、粘板岩、千枚岩などからなり、県下でみられる最古の岩石である。

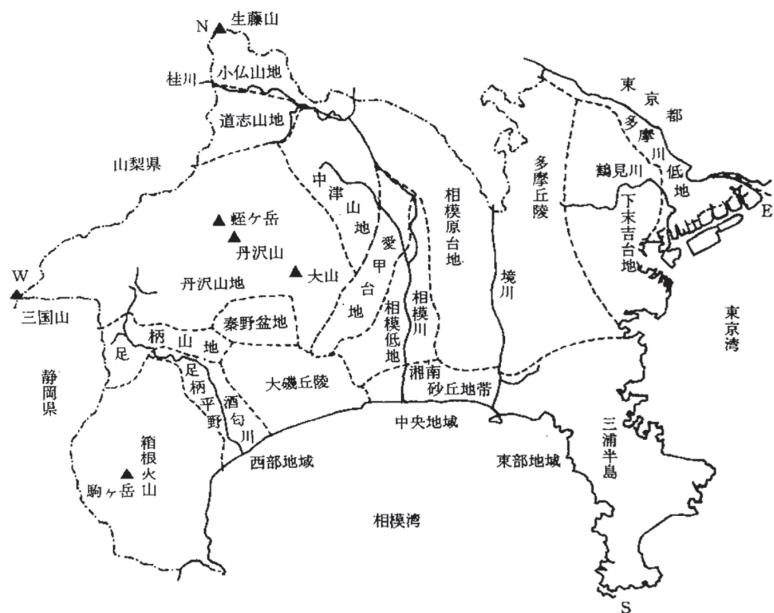
丹沢山地や中津山地は、約1700万～600万年前（新生代新第三紀の中頃から終り頃）に堆積した主に火山碎屑（さいせつ）物－緑色凝灰（ぎょうかい）岩－によってできた丹沢層群および愛川層群（主に火山碎屑岩、礫岩、砂岩からなる）からなっている。その丹沢層群の下部に花崗（かこう）岩質マグマが貫入して、丹沢は東西の方向に伸びたドームのように隆起した。隆起した丹沢は削剥され、現在その中心部の石英閃緑岩やトーナル岩が地表にあらわれ、白い岩肌を呈している。この花崗岩質マグマに接した丹沢層群の一部は、変成作用を受けて、石英閃緑岩やトーナル岩の北および東側にホルンフェルスが、南側に結晶片岩が生じている。

丹沢山地の周囲には、約600万～100万年前（新第三紀の終わりに第四紀中頃）に堆積

箱根火山は、約40万年前（第四紀中頃）以後に活動した火山で、基盤の早川凝灰角礫岩、須雲川安山岩類の上に山体をつくった。

(2) **東部地域**では、三浦半島の中央に約1500万年前（新第三紀の中頃）に堆積した葉山層群（主に泥岩と砂岩からなる）が、北西－南東の方向に狭い帯状に分布している。葉山層群の北側には、約500万～100万年前（新第三紀末から第四紀）に堆積した地層である三浦層群から上総層群が北へ重なってゆき、横浜から多摩丘陵まで分布している。葉山層群の南側にも、三浦層群が分布している。多摩丘陵の一部、下末吉台地、三浦半島の宮田、大津付近の台地には、約30万年前以後（第四紀終わり頃）に堆積した地層が分布し、その上を厚く関東ローム層が覆っている。

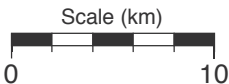
(3) 相模川に沿った**中央地域**のうち、相模原台地、愛甲台地は、河岸段丘で関東ローム層に覆われている。相模低地は相模川的作用によって厚木から南に形成された沖積低地で、酒匂川的作用で堆積した足柄平野とともに、沖積層からなっている。沖積層はこのほかに、鶴見川、境川その他県下の河川の流域や多摩川低地を形成している。また湘南の海岸に沿って、砂丘堆積物が幾すじかみられる。(生命の星・地球博物館)



6 地



勢



(生命の星・地球博物館)

7 港湾及び漁港

(令和6年4月1日現在) 河港課、水産課調

港 名			種 別	所 在 地	区 別
横 浜	川 崎	港	国 際 戦 略 港 湾	横浜市	—
横 須	賀	港	同	川崎市	—
横 須	賀	港	重 要 港 湾	横須賀市	—
葉 山		港	地 方 港 湾	三浦郡葉山町	—
湘 南		港	同	藤沢市	—
大 磯		港	同	中郡大磯町	—
真 鶴		港	同	足柄下郡真鶴町	—
三 崎	漁	港	特 定 第 3 種 漁 港	三浦市三崎	漁 港
小 田	原	漁	第 3 種 漁 港	小田原市早川	同
平 塚	漁	港	第 2 種 漁 港	平塚市千石河岸	同
間 口	漁	港	同	三浦市南下浦町松輪	同
長 井	漁	港	同	横須賀市長井	同
佐 島	漁	港	同	同 佐島	同
柴 沢	漁	港	第 1 種 漁 港	横浜市金沢区柴町	同
金 沢	漁	港	同	同 平潟町	同
北 下	浦	漁	同	横須賀市長沢・三浦市南下浦町	同
秋 谷	漁	港	同	横須賀市秋谷	同
久 留	和	漁	同	同	同
金 田	漁	港	同	三浦市南下浦町金田	同
毘 沙	門	漁	同	同 毘沙門	同
初 声	漁	港	同	三浦市初声町三戸	同
真 名	瀬	漁	同	三浦郡葉山町一色	同
小 坪	漁	港	同	逗子市小坪	同
腰 越	漁	港	同	鎌倉市腰越	同
鎌 倉	漁	港	同	鎌倉市坂ノ下	同
片 瀬	漁	港	同	藤沢市片瀬海岸	同
茅 ヶ	崎	漁	同	茅ヶ崎市南湖	同
二 宮	漁	港	同	中郡二宮町山西	同
石 橋	漁	港	同	小田原市石橋	同
米 神	漁	港	同	同 米神	同
江 之	浦	漁	同	同 江之浦	同
岩 浦	漁	港	同	足柄下郡真鶴町岩	同
福 浦	漁	港	同	同 湯河原町福浦・吉浜	同

(注) 特定第3種漁港……………第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港
 第3種漁港 ……………その利用範囲が全国的なもの
 第2種漁港 ……………その利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属しないもの
 第1種漁港 ……………その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

8 海岸線延長

単位 m

(各年3月31日現在) 資料提供：河港課

年 別	管 所				合 計
	国 土 交 通 省		農 林 水 産 省		
	水管理・国土保全局	港 湾 局	農村振興局	水 産 庁	
令和3年	106,579	264,354	－	64,653	435,586
4年	106,579	264,726	－	64,653	435,958
5年	105,988	264,726	－	64,981	435,695

(注) 国土交通省水管理・国土保全局「海岸統計」による。

河川

1 一級河川

(令和6年3月31日現在) 河港課調

水 (河川名)	系 (河川名)	名	県下 総延長	一級河川 延長	県内 流域面積	水 (河川名)	系 (河川名)	名	県下 総延長	一級河川 延長	県内 流域面積
			km	km	km ²				km	km	km ²
多摩川		川				相模川		川			
多摩川		川	28.36	28.36	68.22	相模川		川	55.60	55.60	672.97
平瀬川		川	9.40	8.00	27.05	小出川		川	12.68	11.25	34.74
平瀬川支川		川	2.33	2.33	3.07	千の川		川	6.20	1.70	7.73
二ヶ領本川		川	7.10	5.90	14.60	目久尻川		川	19.85	19.85	34.27
五反田川		川	4.48	1.48	8.00	永池川		川	8.53	5.84	12.30
三沢川		川	2.40	2.40	3.48	玉川		川	21.07	8.00	38.30
鶴見川		川				細田川		川	2.00	0.95	2.40
鶴見川		川	31.97	31.97	184.40	小鮎川		川	21.43	13.75	50.01
矢上川		川	13.59	7.85	36.40	荻野川		川	15.14	8.85	18.77
有馬川		川	3.87	0.24	5.30	中津川		川	32.83	30.20	143.42
早淵川		川	11.44	9.77	27.80	早戸川		川	13.45	7.45	39.97
鳥山川		川	4.18	4.18	8.00	川弟川		川	3.30	3.30	5.53
砂田川		川	3.47	1.47	3.48	鳩川		川	16.10	14.25	54.21
大熊川		川	3.60	2.84	12.70	鳩川分水路			0.23	0.23	-
鴨居川		川	0.43	0.10	1.50	鳩川隧道分水路			0.26	0.26	-
恩田川		川	7.60	7.60	29.43	道保川		川	4.10	2.40	7.30
梅田川		川	3.00	2.20	3.86	串川		川	15.16	12.10	26.75
麻生川		川	3.40	1.70	8.16	道志川		川	21.70	21.70	66.78
真光寺川		川	0.15	0.15	0.12	秋山川		川	8.87	7.00	15.87
						金山川		川	0.50	0.50	0.06
						海老名分水路			0.32	0.32	-

2 二級河川

水 (河川名)	系 (河川名)	名	県下 総延長	二級河川 延長	県内 流域面積	水 (河川名)	系 (河川名)	名	県下 総延長	二級河川 延長	県内 流域面積
			km	km	km ²				km	km	km ²
帷子川		川				宮川		川			
帷子川		川	19.34	17.34	57.90	宮川		川	2.53	2.04	7.98
帷子川分水路			6.61	6.61	-	侍従川		川	3.06	2.62	5.27
石崎川		川	1.71	1.60	-	侍従川		川			
新田間川		川	2.20	2.20	-	鷹取川		川	2.00	0.57	2.30
幸川		川	0.30	0.30	-	鷹取川		川			
今井川		川	7.00	5.59	7.19	平作川		川	11.00	7.07	26.08
中堀川		川	5.90	0.85	4.30	平作川		川			
大岡川		川				松越川		川	4.70	1.55	11.92
大岡川		川	15.00	10.54	35.59	松越川		川	3.90	1.94	6.73
中岡村		川	3.00	3.00	-	竹川		川			
堀割川		川	2.70	2.70	-	下山川		川	5.50	2.00	10.37
堀割川		川	0.90	0.90	-	下山川		川			
日野川		川	2.87	1.90	-	森戸川		川	2.00	2.00	7.70
大岡川分水路			3.64	3.64	-	森戸川		川			

9 河 川 (つづき)

2 二級河川 (つづき)

(令和6年3月31日現在) 河港課調

水 系 名 (河 川 名)	県 下 総延長	二級河川 延 長	県 内 流域面積	水 系 名 (河 川 名)	県 下 総延長	二級河川 延 長	県 内 流域面積
	km	km	km ²		km	km	km ²
田 越 川				中 村 川			
田 越 川	6.16	3.00	13.14	中 村 川	10.30	9.00	29.47
滑 川				藤 沢 川	5.84	2.44	5.09
滑 川	7.60	2.00	11.87	森 戸 川			
神 戸 川				森 戸 川	5.50	3.75	24.50
神 戸 川	3.00	1.30	2.50	酒 匂 川			
境 川				酒 匂 川	27.19	27.19	387.64
境 川	52.14	52.14	191.95	狩 川	15.64	13.64	70.57
柏 尾 川	11.12	11.12	83.78	仙 了 川	8.40	5.67	4.85
平 戸 永 谷 川	7.86	4.90	15.54	要 定 川	7.20	5.85	5.75
狹 川	9.00	7.18	13.88	洞 川	6.00	4.50	6.44
阿 久 和 川	7.50	5.51	14.00	川 音 川	3.99	3.30	53.25
名 瀬 川	3.44	2.21	3.14	四 十 八 瀬 川	10.80	7.85	16.72
宇 田 川	5.00	3.83	11.86	中 津 川	10.75	9.10	31.44
和 泉 川	11.00	9.51	11.46	虫 沢 川	2.24	1.58	5.94
小 松 川	1.22	1.21	1.82	尺 里 川	4.88	2.65	9.80
本 沢 川	2.10	2.10	0.88	滝 沢 川	3.16	0.71	3.50
舞 岡 川	3.50	1.64	4.29	内 川	10.00	7.55	13.40
引 地 川				皆 瀬 川	6.68	5.85	14.30
引 地 川	20.71	16.85	66.91	河 内 川	20.27	18.08	173.23
蓼 川	7.32	5.10	18.22	玄 倉 川	15.50	11.50	43.30
金 目 川				世 附 川	13.43	7.80	62.00
金 目 川	21.00	19.50	177.25	大 又 沢	7.80	5.80	23.00
河 内 川	3.50	2.50	5.77	水 ノ 木 沢	5.80	1.70	20.40
鈴 川	15.69	14.72	89.12	山 王 川			
渋 田 川	14.25	11.25	48.68	山 王 川	9.50	4.05	27.19
歌 川	6.15	5.50	9.91	早 川			
板 戸 川	3.80	1.93	2.24	早 川	20.65	20.65	80.59
大 根 川	5.22	4.23	15.20	芦 の 湖	周囲長 21.10	周囲長 21.10	26.77
善 波 川	3.65	1.48	4.74	須 雲 川	8.73	3.97	22.54
座 禅 川	3.20	3.20	6.77	新 崎 川			
室 川	7.60	5.00	24.42	新 崎 川	6.11	4.23	15.64
水 無 川	11.50	7.50	17.69	千 歳 川			
葛 葉 川	9.30	6.22	15.76	千 歳 川	8.95	3.20	18.31
渋 田 川 分 水 路	0.32	0.32	-	藤 木 川	3.45	2.50	11.40
葛 川				ア ゲ ジ 沢	1.07	0.67	4.00
葛 川	7.60	5.66	29.80				
不 動 川	5.00	4.23	14.10				